

# 鎌ヶ谷市耐震改修促進計画の一部改正概要

## 1 変更趣旨

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」及び「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）」が平成25年11月に改正されたことを受け、平成28年1月に「千葉県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）」が改正されたことから、市も法第6条の規定に基づき鎌ヶ谷市耐震改修促進計画の一部を改正するものです。

法第6条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

## 2 改正概要

(1) 今回の法改正は、平成23年3月に発生した東日本大震災で甚大な被害が発生したこと、また、発生 of 切迫性が指摘されている南海トラフ地震や首都直下型地震などは、発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等が求められていることなどが背景となっています。

このことから、基本方針及び県計画では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、新たな目標値が設定されたため、市の目標値の見直しを行います。

(2) 「想定される地震規模、被害の状況等」は、平成25年に策定した「鎌ヶ谷市地域防災計画」に基づき、内容を見直します。

(3) 「耐震化の現状」は、平成27年度耐震改修促進計画策定調査業務に基づき、現状の耐震化率及び重点区域等を見直しを行います。

(4) 旧計画の整備プログラムに基づき計画的に耐震診断及び耐震改修を実施した結果、現在稼働している市有建築物は、市庁舎の免震改修工事が完了すると耐震化率が100%となるため、市有建築物の整備方針等に関する記述を削除します。

(5) 新たな対策として「天井等の脱落対策」、「空き家対策」等を盛り込みます。